

公益社団法人茨城県理学療法士会学術誌「理学療法いばらき」投稿規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下「本会」という。）学術誌「理学療法いばらき」（以下「本学術誌」という。）へ論文を投稿する場合の投稿と掲載の基準等を定めるものである。

(投稿記事の種類)

第2条 本学術誌は、理学療法、理学療法に関する分野の研究発表、症例研究、研修会報告等を掲載する。

(投稿者の資格)

第3条 主著者及び共著者は、本会会員であることを原則とするが、本会に寄与する論文であれば、「理学療法いばらき」編集委員会（以下「編集委員会」という。）において内容を検討し採否を決定する。

(二重投稿の禁止)

第4条 研究発表は、他誌に発表又は投稿中のものでないこと。

(原稿の採択)

第5条 原稿の採否及び掲載号は、編集委員会において決定する。査読の結果、論文内容の修正を要するものについては、著者に原稿の一部変更を依頼することがある。又、論文中の用語、字句等を著者の承諾を得ることなしに編集委員会の責任において訂正することがある。

(論文等の著作権)

第6条 本学術誌に掲載された論文等の著作権は本会に帰属する。

2 本会は、当該論文等の全部又は一部を、本会ホームページ、本会が認めたネットワーク媒体及びその他の媒体において、任意の言語で掲載・出版（電子出版を含む）できるものとする。この場合、必要により当該論文の抄録等を作成して付すことがある。

(論文の執筆ガイドライン)

第7条 論文は、別途定める『「理学療法いばらき」論文の執筆ガイドライン』に従って作成すること。

(校正)

第8条 著者校正は行わない。校正は編集委員会の責任において行うことがある。

(利益相反の明示)

第9条 投稿される論文の作成において、企業・団体等から研究費助成、資料提供、便宜供与等の経済的な支援を受けた場合は、その旨を謝辞等に記載して、明らかにしなければならない。

(倫理的配慮)

第10条 投稿される論文は、研究上の倫理的配慮がなされたものでなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附則)

第12条 この規程は平成27年11月19日から施行する。